

医薬品には、医師の処方箋に基づいて使用される医療用医薬品と二般用医薬品・要指導医薬品があります。一般用医薬品は第類、第二類、第三類に分類されます。処方箋は必要なく、薬局やドラッグストアで販売される医薬品で大衆薬とも呼ばれています。リスクの高い第一類の医薬品及び要指導医薬品は薬剤師の情報提供・説明を必ず受けて購入してください。

インターネットの普及が加速し、多くのものがネット化されています。薬もその例外ではありません。薬のネット販売について、以前厚生省令で第二類、第二類の医薬品は薬局の店頭で対面にて情報提供し販売することとされ原則禁止でしたが、2013年1月に最高裁でネット販売規制は違法の判決とアベノミクスの成長戦略での規制撤廃で、ネット販売が解禁となりました。確かに24時間いつでも、また人に知られず薬が購入でき、非常に便利性

市販の薬を買う時は

街のかかりつけの薬局の薬剤師にご相談下さい

はあとと思います。しかし消費者が本当に自分の症状にあった薬を買うことができるかは疑問です。お医者さんが診断して適切な薬を処方箋を通じて出してくれます。それに基づいてかかりつけ薬局の薬剤師が大衆薬を含めて、薬の正しい使い方を説明してくれます。

東日本大震災の時、多くの人々の症状を適切に処理できたのは、地元の薬局の薬剤師達の活躍がありました。いざという時に人々を助ける薬をみつめてくれる薬剤師は、貴重な日本の資源です。

インターネットばかりに頼ると薬の乱売・転売・乱用が起きます。街の薬局もなくなっていくます。時に服用、用い方の間違いで大きな社会問題も生じるでしょう。医薬品である以上、副作用が起ころリスクはゼロではありません。薬剤師として疑心暗鬼の念を非常に感じています。薬を購入する際にはかかりつけの薬局の薬剤師に相談することが大切です。

くすりと健康のはなし

薬包紙

第35回

一般社団法人岐阜県薬剤師会
監事 橋本和夫

